

## 憲法違反の共謀罪法案の閣議決定と国会提出に抗議し、廃案を求める 意見書

捜査機関が「犯罪を計画・話し合った」とみなせば実行しなくても処罰できる「共謀罪」法案の危険性が、国会審議の中でさらに浮き彫りになっている。安倍政権は「一般の人は対象にならない」と繰り返してきたが、法務省は一般人が対象にされる余地がある見解を明らかにし、新たな問題となっている。共謀罪は、まだ起きていない「犯罪」について、2人以上で話し合い「合意する」ことが犯罪に問われるというものである。実際に起きた犯罪行為を罰するとした日本の刑法の大原則を踏みにじるとともに、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」とした憲法19条に反する危険な内容である。

「テロ対策に必要」との説明についても法務大臣は、その根拠をまともに答弁できず、国民の思想や内心を取り締まる憲法違反の法案の深刻な矛盾は明らかであり、共謀罪法案の閣議決定・国会提出には反対である。

安倍政権は、「共謀罪」ではなく「テロ等準備罪だ」、「一般人は対象外だ」と説明してきたが、その「根拠」に挙げていたのが、取り締まる対象は「組織的犯罪集団」に限るということである。ところが、法務省は「正当に活動する団体」でも「犯罪を行う団体に一変したと認められる場合」には処罰の対象との見解を示した。捜査機関の解釈や裁量で、労働組合や市民団体でも対象にされかねない。首相も、国会で法務省の見解を正当化した。今回の法案が、「一般人は対象にならない」どころか、歯どめのない危険がいよいよ際立つばかりである。憲法違反の共謀罪法案の閣議決定と国会提出は、断じて許せない。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、憲法違反の共謀罪法案の閣議決定と国会提出に強く抗議するとともに、廃案にすることを求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年3月28日

三鷹市議会議長 後藤 貴光